

(案)

資料 1 - 5

区域計画の変更の認定申請書

令和 2 年 12 月 1 日

内閣総理大臣 殿

沖縄県国家戦略特別区域会議

令和元年 12 月 18 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、  
国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容」に、「特定非営利法人設立促進事業」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 2 年 12 月 1 日  
沖縄県国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（国家戦略特別区域法第 24 条の 3 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）

SDGs の全県的な推進及び新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、沖縄県が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

## 新旧対照表

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業</p> <p>内容：<u>NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例</u></p> <p><u>(国家戦略特別区域法第24条の3に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)</u></p> <p><u>SDGsの全県的な推進及び新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人(NPO法人)の設立を促進するため、沖縄県が所轄庁として実施するNPO法人の設置認証手続における申請書類の縦覧期間を、1月～2週間に短縮する。【直ちに実施】</u></p>	<p>2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容</p> <p>(1)～(5) 略</p>